

構造改革特別区域計画 認定状況（第1回～第55回）

[令和4年2月]

現在活用中 大分県：7件（全国展開による取消12件）
 全国440件（1～50回全国認定計画累計1,377件）

計画の名称 ＜申請主体＞	計画の概要	規制の特例措置＜対象区域＞	認定日
<p>留学生特区</p> <p>※特例の全国展開による計画取消</p> <p>＜県、別府市＞</p>	<p>別府市は、現在約2千人の留学生在が居住しており、市民の国際理解及びホームステイの促進・医療救急体制の整備等留学生支援に取り組んでいる。しかし、ほとんどが私費留学生で、母国との物価の違いなどから、生活費等の不安を抱えており、依然として経済的負担は深刻なものがある。</p> <p>そのような中で、公営住宅を留学生向け宿舎とするため目的外使用することにより、留学生の経済的不安を解消することで、安定した学生生活を送ることが可能となり、将来、当市との友好の架け橋となり、第2の故郷として本人やその家族が当市を再訪することにより、さらなる国際化及び地域の活性化が図られる。</p>	<p>○公営住宅の目的外使用（留学生宿舎） ※H17.4全国展開</p> <p>＜別府市全域＞</p>	<p>H15.11.28 第3回</p>
<p>「安心の里」農業特区</p> <p>※特例の全国展開による計画取消</p> <p>＜宇佐市＞</p>	<p>町の基幹産業は農業であるが、従事者の高齢化、担い手不足による農地の遊休・荒廃が深刻な問題となったため、平成2年度より新規就農者の受入事業に取り組み、23戸の農業者が誕生している。また、グリーンツーリズム推進を宣言し、農村と都市の交流に積極的に取り組んでおり、この活動と町の進める「安心の里」づくりにより、農業従事を希望する都市からの定住者が増加している。</p> <p>このような中、農地取得面積要件の緩和と効率的な活用を前提とした法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じ、遊休農地の有効活用と地域振興を図る。</p>	<p>○農地貸付方式による株式会社等の農業参入の容認 ※H17.9全国展開</p> <p>○農地取得後の農地下限面積要件の緩和 ※H17.9全国展開</p> <p>＜旧安心院町全域＞</p>	<p>H15.11.28 第3回</p>
<p>竹田名水どぶろく特区</p> <p>＜竹田市＞</p>	<p>竹田市は農林業主体の山間地域である。近年、過疎化と高齢化により地域の活力が失われてきた。そこで本市では、都会の人々との交流研究を始め、リーダーの育成や資源の発掘と商品化を行っている。現在4軒の農家民宿があり椎茸狩りなどの体験メニューも整いつつある。薬膳料理をはじめとするスローフードの復活により、地域の特性を活かしたもてなしができあがってきたが、この場所に来てもらうためのもう一つの隠し味として、竹田のおいしい水を利用した手作りの濁酒を振る舞うことが有効であり、交流人口の一層の拡大が図れる。</p>	<p>●農家民宿等における濁酒の製造免許の要件の緩和 →奥豊後竹田・醸造文化の里特区として継続</p> <p>＜旧竹田市全域＞</p>	<p>H16.12.8 第6回</p>
<p>神楽の里グリーン特区</p> <p>※特例の全国展開による計画取消</p> <p>＜由布市＞</p>	<p>庄内町では、基幹産業を農業としながらも、観光と融和した新たな農業へと転換等することが不可欠であることから、農家民宿や市民農園の開設などにより都市農村交流を促進し、地域の特性と組み合わせた新たな産業の創出と活力ある農村地域の再生をめざす。さらに、地元企業やインターネット、雑誌広告を通じて募集した個人新規就農者等の農業参入により、耕作放棄地を解消することにより農業生産活動を活性化させ、元気な農業・農村の実現を図る。</p>	<p>○農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 ※H17.4全国展開</p> <p>○農地貸付方式による株式会社等の農業参入の容認 ※H17.9全国展開</p> <p>○市民農園の開設者の範囲の拡大 ※H17.9全国展開</p> <p>○農地取得後の農地下限面積要件の緩和 ※H17.9全国展開</p> <p>＜旧庄内町全域＞</p>	<p>H16.12.8 第6回</p>

計画の名称 ＜申請主体＞	計画の概要	規制の特例措置＜対象区域＞	認定日
人づくり推進特区 ※特例の全国展開 による計画取消 ＜由布市＞	町費負担による常勤の教職員を採用することにより、小学校2年生の30人学級編成が可能となり、きめ細かな指導を行い、豊かな学力と人間性を涵養し、保護者の期待に応える学校教育を実施する。	○市町村費負担教職員任用事業 ※H18.4全国展開 ＜旧挾間町全域＞	H17.3.28 第7回
幼保一体的運営特区 ※特例の全国展開 による計画取消 ＜九重町＞	幼稚園において、幼稚園児と保育所児を合同で保育することにより、多くの友達とのふれあいを通じて、就学前に必要な知識や豊かな感性を育むことが可能となる。	○幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業 ※H17.5全国展開 ○保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業 ※H17.4全国展開 ＜九重町全域＞	H17.3.28 第7回
大分わな猟免許特区 ※特例の全国展開 による計画取消 ＜大分県＞ 農林水産部 森との共生推進室	大分県ではイノシシ等による生活環境や農作物への被害が問題となっている。しかし、現行の「網わな免許」狩猟免許試験では、わなに限らず狩猟全般にわたる鳥獣判別能力やさまざまな狩猟の知識といった狩猟全般の幅広い「技能」「知識」が求められている。このため、特区制度を活用し、わなに必要な知識に限定した試験とし、専門性を高めるとともに受験者の負担を軽減することで、農家が自ら防衛する取組を支援して、被害の大きいイノシシなどの捕獲を促進し、生産性の向上による農家所得の増加を図り、農業経営の安定化と地域の産業活性化をめざす。	○網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業 ※H19.4全国展開 ＜大分県全域＞	H17.7.19 第8回
O〔IT〕A 高度情報化特区 ※特例の全国展開 による計画取消 ＜大分県＞ 商工労働部 工業振興課	情報関連産業の更なる集積を目指す本県において、本特例措置の活用によりIT関連資格の取得率の向上と質の高いIT技術人材の輩出を促すことで、本県の次世代基幹産業である当該産業の裾野の拡大と高度化を推進し、地域課題の一つである若年者雇用の促進を図るとともに、情報関連産業の活性化及びその他地場中小企業のIT活用型経営による競争力強化を生み出すことにより、地場産業の発展及び県内情報環境の整備により県民が等しく享受できる高度情報化地域づくりを目指す。	○修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 ※H18.12全国展開 ○修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 ※H18.12全国展開 ＜大分県全域＞	H18.3.31 第10回
大分臨海コンビナート活性化特区 ◆現在活用中◆ ＜大分県＞ 商工労働部 工業振興課	大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された臨海工業地帯を形成している。しかし、近年、中国をはじめとしたアジアにおける素材産業の台頭は著しく、国際競争力の強化に向けたコンビナート地区の活性化が必要である。このため、コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。	○特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業 ＜大分市の区域の一部＞	H18.6.29 第11回
おおいた誰もが安心して暮らせるまちづくり特区 ※特例の全国展開 による計画取消 ＜大分県＞ 福祉保健部 障害福祉課	大分県においては、在宅の障がい児・知的障がい者の地域生活を支えるデイサービス事業所が少ないため（知的障がい者向け事業所11か所、障がい児向け事業所16か所）、デイサービス事業所の利用を希望する県民のニーズに十分応えきれていない。そこで、本特例措置を活用し、県内各地域に整備されている指定通所介護事業所を利用可能にすることで、障がい児・知的障がい者が身近な地域でデイサービスを利用できる仕組みをつくり、「安心して暮らせるまちづくり」を推進する。	○指定通所介護事業所等における知的障がい者及び障がい児の受入事業 ※H18.12全国展開 ＜大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後大野市、由布市、姫島村の全域＞	H18.6.29 第11回

計画の名称 ＜申請主体＞	計画の概要	規制の特例措置＜対象区域＞	認定日
大分市小中一貫教育特区 ※特例の全国展開による計画取消 ＜大分市＞	大分市では 中学校進学に際し、心理的に大きな不安を感じる子どもや保護者が増加するなど様々な問題が生じており、小中学校間の円滑な接続が一層強く求められている。そこで、義務教育9年間を前期4年、中期3年、後期2年の3ブロックに分け、小中学校の教職員が共通の教育観・指導観をもち、発達段階に応じてよりきめ細かな指導を行う小中一貫教育を実施し、義務教育の一層の活性化を図る。実施に当たっては、小学校第1学年から英語科の新設及び小学校第5学年から選択教科の導入により、小中一貫教育の取組を一層効果的に推進する。	○特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化） ※H20.4全国展開 ＜大分市全域＞	H18.11.16 第12回
佐伯市小中一貫教育特区 ※特例の全国展開による計画取消 ＜佐伯市＞	佐伯市では、少子化による学校及び地域の活力低下が懸念されており、「小・中学校間」「学校と地域間」の連携がより一層求められている。このため、小中兼務制を生かすとともに、9年間を見通した連携型の小・中一貫教育を導入する。小・中一貫教育校では、英語教育を小学校段階から実施することや、小学校と中学校が一体となった新しい教育システムを構築することが可能となる。確かな学力を身に付け、感性豊かで郷土や学校に自信と誇りがもてる人材を育成し、地域の中核となる学校づくりを推進する。	○特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化） ※H20.4全国展開 ○特区研究開発学校における教科書の早期給与 ※H20.3全国展開 ＜佐伯市全域＞	H18.11.16 第12回
あらかしの里「ゆふどぶろく特区」 ◆現在活用中◆ ＜由布市＞	由布市の観光は、農村景観の美しさ、温泉や名水といった自然を満喫する体験型観光を主としている。農村景観を基礎とする美しい自然風景を保全することは、由布観光の生命線である。また、地域オリジナルの観光資源、特産商品の確立は現在の観光ニーズの必須事項となっている。「特定農業者による濁酒の製造事業」の特例を活用することにより、観光客にオリジナルの濁酒を振る舞うサービスを提供することで、由布観光の更なる充実、農業の活性化による農地保全、景観保全づくりを推進し、地域の活性化を図る。	●農家民宿等における濁酒の製造免許の要件の緩和 ＜由布市全域＞	H19.3.30 第13回
O [IT] A 高度情報化特区 ＜大分県＞ 商工労働部 工業振興課	大分県では、インターネットが急速に普及する中、産業の活性化を図っていくため、コンピュータやインターネットなどのIT技術を活用し、多様化した消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品やサービスを開発することが不可欠となっている。このため、情報処理技術者試験に係る特例措置を活用し、IT関連資格の取得率の向上と質の高いIT技術人材の輩出を図る。これにより、地域課題の一つである若年者雇用を促進するとともに、次世代基幹産業と期待される情報関連産業の裾野の拡大と高度技術化地域の形成を図る	○修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（前回と一部内容が別） ※H22.11全国展開 ＜大分県全域＞	H19.11.22 第15回

計画の名称 ＜申請主体＞	計画の概要	規制の特例措置＜対象区域＞	認定日
奥豊後竹田・醸造文化の里特区 ◆現在活用中◆ ＜竹田市＞	<p>竹田市は農林業が主産業であるが、高齢化と担い手育成が課題となっている。このため、平成16年度に「竹田名水どぶろく特区」の認定を受け、どぶろくを活かした地域づくりを推進するとともに、地域雇用創造推進事業を実施し、観光産業と食・産品開発をあわせた「食育ツーリズム雇用創出大作戦」として取り組んでいる。</p> <p>今回、特例を活用してカボスやトマト、サフラン等竹田の特産品で作ったワイン・リキュールを振る舞える環境を整備することで、都市との交流人口の増加を図り、地域の活性化を推進する。</p>	○農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 ○特産酒類の製造免許の要件緩和 ＜竹田市全域＞	H20. 7. 9 第17回 変更申請
ツーリズムのまち宇佐・ハウスワイン特区 ◆現在活用中◆ ＜宇佐市＞	<p>宇佐市では、中山間、内陸盆地地域を中心に過疎化、高齢化が進行し、地元経済も低迷を続けている状況である。このような中、残された数少ない地域振興対策として、農家民宿等グリーンツーリズムの推進による都市との交流を積極的に行っている。</p> <p>ぶどうの産地である宇佐市では、今後、自家製ワインを製造、提供することで新たな「もてなし」の手段とし、都市農村交流の推進、地域の活性化を図る。</p>	○農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 ○特産酒類の製造免許の要件緩和 ＜宇佐市全域＞	H20. 7. 9 第17回
やまくにどぶろく特区 ◆現在活用中◆ ＜中津市＞	<p>山国町は担い手不足と高齢化から農林業生産構造の脆弱化が進んでおり、地域活力を維持するためには、基幹産業である農林業が再生し農村交流が活発化することが必要である。そこで、伝統行事や四季折々の祭に来場する観光客等を対象に農家民宿での宿泊を勧め、郷土料理とともに「どぶろく」を提供することで、地域の魅力を最大限活用する。</p> <p>都市と農村の交流が深まることで、地産地消の推進と農産物の販売増加につなげ、地域の活性化を図る。</p>	○農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 ＜中津市の区域の一部（山国地区）＞	H22. 3. 23 第22回
大分県児童発達支援センター安心安全給食特区 ◆現在活用中◆ ＜大分県＞	<p>身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。</p> <p>給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。</p>	○児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 ＜大分県の全域＞	H26. 11. 28 第35回

計画の名称 ＜申請主体＞	計画の概要	規制の特例措置＜対象区域＞	認定日
宇佐のうまい酒製造体験特区 ◆現在活用中◆ ＜宇佐市＞	国内旅行者や訪日外国人観光客をターゲットに清酒製造体験プログラムを開発・実施する。具体的には①原料米の田植えから仕込み、充填まで一貫して行う製造体験や、②清酒製造の産物（米麴・酒粕・甘酒）と地元の農水産物がコラボした宇佐ブランド商品の開発・販売等を行う。これにより宇佐・大分の価値や魅力を増幅させることに加え、訪日外国人には帰国した後も清酒文化と宇佐ブランドの伝道師としてその魅力を世界に発信してもらう。さらに衰退が懸念される農業・水産業の振興や地域経済の活性化、観光・交流の促進につなげる。	○清酒の製造場における製造体験事業 ＜宇佐市全域＞	R2. 3. 17 第50回